

3 市町村合併と住民参加・協働

(1) はじめに

近年、長引く景気の低迷や人口減少などにより、市町村は行財政改革や職員削減に迫られ、これまでのように地域の公共サービスすべてを担うことは困難な状況となっている。

このような中、地域において重要性を増しているのが、住民自身の「自治」の力である。

この住民自治は、特に合併市町村において意識する必要がある。平成の合併においては、合併による課題として、行政が遠くなったり、地域のつながりが希薄化することが懸念されていた。今回の調査における住民アンケートや団体ヒアリングの結果からも、実際に地域でこうした課題が認識されていることが見て取れる。

これらを踏まえれば、今回の検証において、合併後の住民自治をめぐる状況変化や原因を分析し、今後の合併市町村における課題を整理した上で、住民自治をより充実・強化していくための考察を加えることが必要不可欠である。

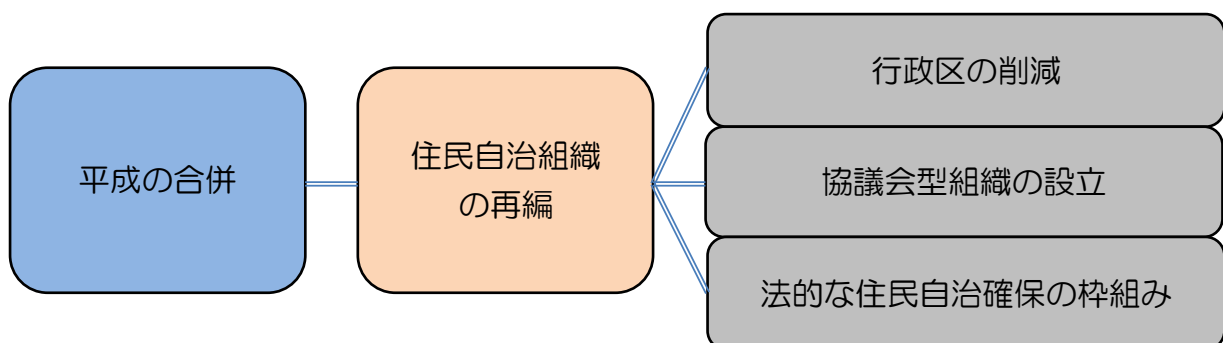
(2) 合併と住民自治の関係

平成の合併は、地方分権の推進や少子高齢化、国・地方の厳しい財政状況等に対応するため、主に市町村の行財政基盤の強化に主眼を置いて推進された。これは専ら団体自治の充実を目指したものであると言える。しかし、団体自治と住民自治のバランスの取れた充実が求められる時代にあって、団体自治が強化された合併市町村においては特に、住民自治の強化にも取り組む必要がある。また、地域の連帯感が薄れる等の合併時に懸念されていた事項への対応も必要であろう。

以上のような問題意識のもと、ここでは、合併が住民自治に与えた影響について、住民自治の主体である住民自治組織の変化に着目して分析を試みた。

そして、平成の合併以降 10 年の間に、「住民自治組織の再編」とも言うべき大きな変化が生じていることが明らかとなった。また、この「再編」は、市町村ごとに「行政区の削減」、「協議会型組織の設立」、「法的な住民自治確保の枠組み」という三つの異なる方向性に分かれることも確認された。

図表Ⅳ - 3 - 1 住民自治組織の再編の 3 つの方向性

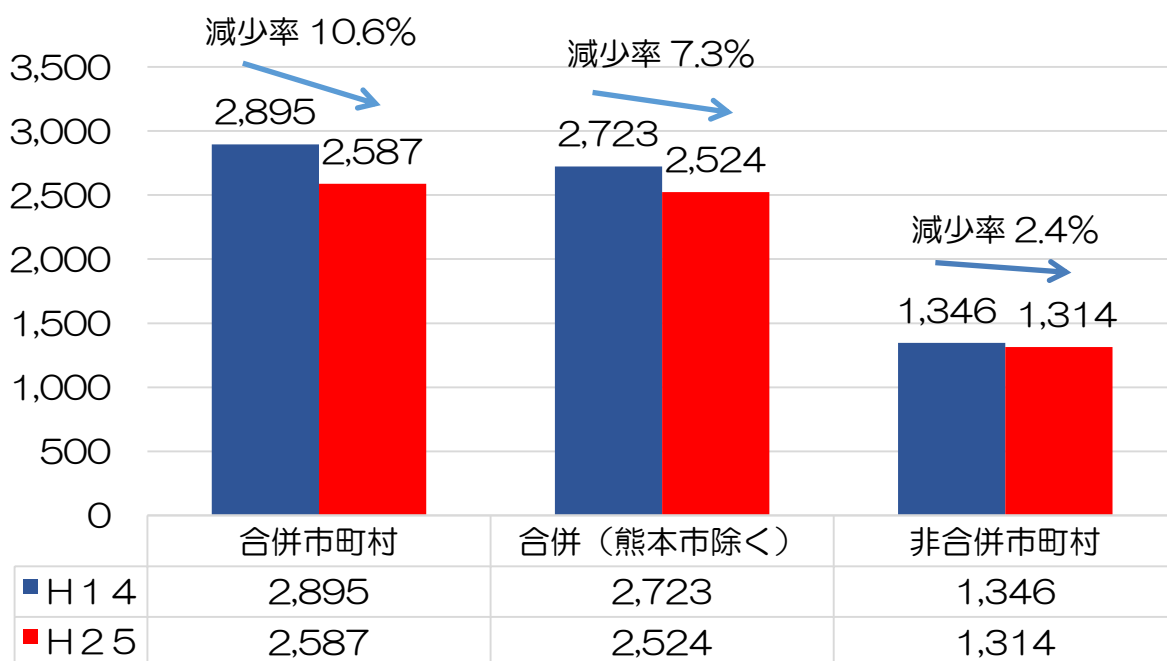


① 伝統的な自治組織としての行政区の削減

行政区は、地域住民への連絡事項の伝達といった業務を行う嘱託員（行政区長）が置かれる「行政が設定した区域」であるが、本県が平成 26 年 11 月に県内市町村に対し行った調査では、行政区長の約 3 分の 2 が、自治会などの住民自治組織の代表を兼務している。また、地域の要望を取りまとめて行政に伝えるという役割も果たしており、行政区は住民自治を担う最も基本的な単位と言える。

同調査の結果をもとに、平成の合併の前後における行政区の数の変化を整理したのが図表 IV - 3 - 2 である。合併市町村においては行政区が 1 割以上減少（熊本市を除いても 7%減少）しており、非合併市町村の変化がマイナス 2%に留まっていることを勘案すれば、合併市町村で行政区の削減が進められたことが分かる。

図表 IV - 3 - 2：県内市町村における行政区の数の変化



出所：県内市町村の行政区数調べ（H26.11 熊本県市町村行政課）

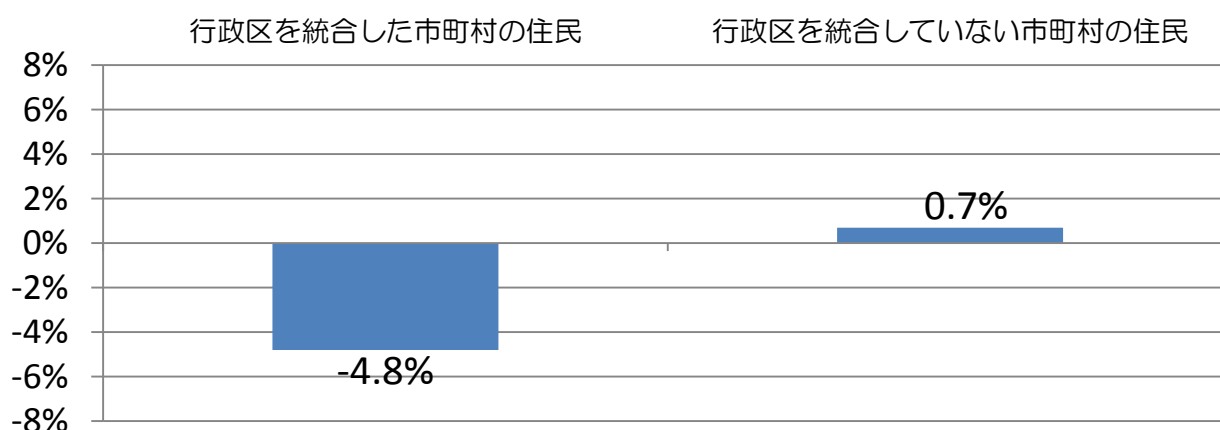
また、行政区の削減は、個別の市町村毎に見ていくと二つの異なる方向性がある。一つ目は、「行政区制を廃止して自治会制度に切り替える」というものであり、熊本市の取組みがこれに該当する。自治会制度への切り替えに伴って、非常勤の特別職地方公務員であった行政区長も任用行為等を伴わない自治会長等に移行している。旧熊本市が従来から自治会制度を取っていたこともあり、合併した旧富合町・旧植木町も行政区制から自治会制度に移行した。残る旧城南町についても今後移行が予定されており、それが完了すれば熊本市は全域すべて自治会制度となる。

二つ目の方向性は、「隣接する行政区同士を統合して新たな行政区を設置する」というものであり、熊本市を除くすべての自治体がこれに該当する。なお、実施時期は合併後が多く、合併により市町村の区域が拡大したことを契機に、統合を実施していることがうかがえる。

そして、行政区の統合を実施した理由として多くの市町村が挙げたのが、行政区における役員の不足の問題である。少子高齢化・過疎化に伴う人口減少を背景として、役員確保のために、多くの市町村で行政区の統合が進められたと言える。

また、行政区の統合がコミュニティに与えた影響を調べるため、今回の住民アンケートで尋ねた合併前後の「コミュニティ（集落）の絆・つながり」の変化に関する回答について、行政区の統合を行った市町村と行っていない市町村に分けて、良い評価（とても良くなった・少し良くなった）と悪い評価（少し悪くなった・とても悪くなった）の差をとったのが、図表Ⅳ-3-3である。

図表Ⅳ-3-3：合併前後の「コミュニティ（集落）の絆・つながり」の変化への評価
（合併市町村の住民／行政区統合の有無別／良い評価と悪い評価の差）



本表では、行政区の統合が行われていない市町村に比べ、統合が行われた市町村の方が、合併後に集落のつながりが低下したと考えている住民の割合が多いことが分かる。また、地域団体ヒアリングでも、行政区の統合の結果、集落のつながりが希薄化し、更に、行政区の統合に合わせて任意団体（老人会・婦人会等）も統合され、見知らぬ人が増えたことで活動が停滞したという意見も見受けられた。ただ、この結果は、行政区の統合が直接の原因というより、高齢化・過疎化により既に人口が減少していたことが原因とも考えられる。

それでは、これらを踏まえて、行政区の統合と合併の関係をどう考えるべきであろうか。

確かに、行政区の統合で見知らぬ人が増え、対象区域が広がったことで、活動がしにくくなった面があることは事実だろう。しかし、人口減少が進む中、行政区の統合は合併が無くともいずれ必要になったと思われる。先述の行政区数調べでは、行政区長の年代も調査したが、ほとんどは60歳代以上ということが明らかになっている。そのため、合併は行政区統合のきっかけに過ぎず、今回の統合により、より早い時期から祭りなどの活動を通して広い範囲での住民の交流を進めることで、長期的には地域を担う人材の確保やまちづくりに不可欠な地域の一体性醸成に寄与したとも言える。長期的視野に立てば、この点は明確に合併の効果と言えるだろう。

② 新しい協議会型組織の設立

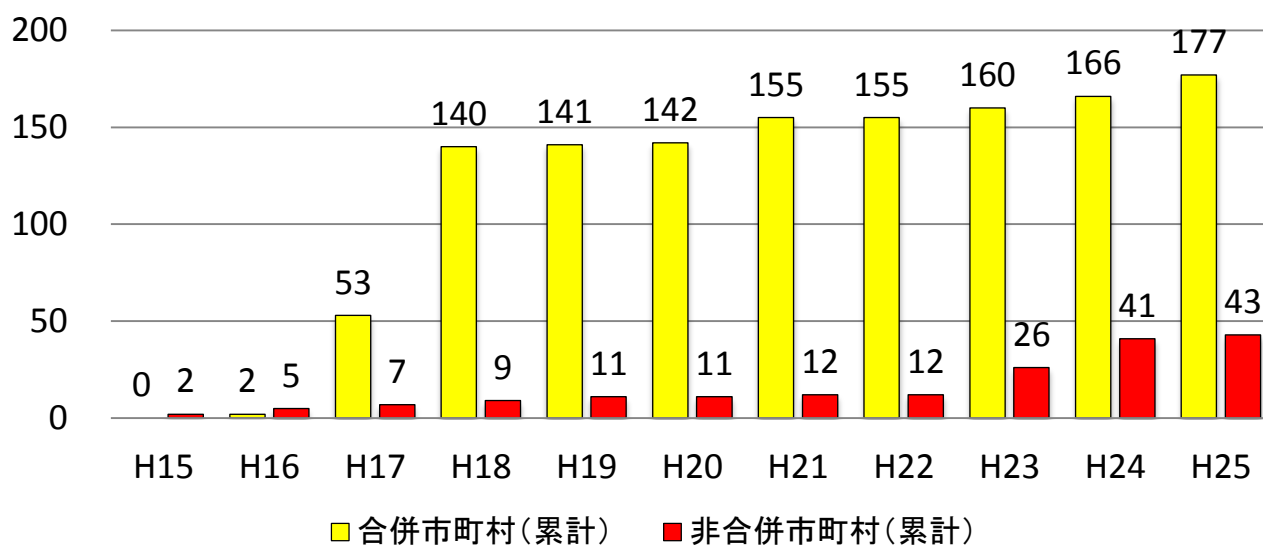
一方、合併市町村では合併を契機として、従来の住民自治組織の枠を超えた「まちづくり組織の集合体」とも言うべき「協議会型組織の設立」が進んでいる。

ここでいう協議会型組織とは、小学校区など既存の住民自治組織の範囲を超えるエリアを対象区域とし、当該エリア内のまちづくりに関わる様々な団体を構成メンバーとして設立される組織を指す。多くの場合、エリア内の自治会や老人会、公民館、コミュニティセンター、PTA、地域づくり団体などが加盟しており、協議会型組織はそれらの組織を包括する上位組織として位置づけられている。

農業・地域づくり関連の研究を行う JC 総研が全国の市町村に行ったアンケートをもとに作成したレポート「全市区町村アンケートによる地域運営組織の設置・運営状況に関する全国的傾向の把握」（平成 25 年）では、協議会型組織（レポートでは「地域運営組織」と呼称）の設立は、市町村合併と密接に関連していると述べられている。平成の合併の時期に、合併市町村において協議会型組織の設立が全国的に進み、市町村合併が進んだ都道府県ほど協議会型組織の設立が進んでいる。一方、非合併市町村においては、合併市町村ほど協議会型組織の設立は進んでおらず、近年徐々に設立が進んでいると報告されている。

この JC 総研のレポートに述べられた傾向は、熊本県内の市町村においても同様である。図表Ⅳ - 3 - 4 は、県内市町村における協議会型組織の設立状況を示したものである。

図表Ⅳ - 3 - 4：県内における協議会型組織設立の推移



出所：県内市町村の協議会型組織設立数調べ（H26.9 熊本県市町村行政課）

このグラフからは、平成 17 年度から 18 年度にかけ、合併市町村において一気に協議会型組織の設立が進んだことが分かる。この時期は、県内における平成の合併に伴い、新たな市町村が多く誕生した時期であり、合併を契機として協議会型組織が次々に設立されたことが分かる。なお、非合併市町村においては、平成 23 年度、24 年度から増加している。

前出の JC 総研レポートによると、「合併によって空洞化の恐れがあった行政機能の補完」

と「人口減・高齢化による地域の疲弊への対応」の2つを協議会型組織急増の理由として挙げている。そして、県内の合併市町村においても、合併による地域のつながりの希薄化が懸念されていたことを意識し、積極的に協議会型組織を設立している。今回、合併市町村に対する調査結果からは、対処療法的な設立理由を超えて、協議会型組織を「住民自治における協働の場」として積極的に位置付けている団体も確認することができた。

例えば、後述する八代市や天草市の事例では、まちづくり協議会の設立によって、それまで交流がなかった各種団体につながりができ、活動が活性化したとの意見があった。また、従来は区長のみには伝えられていた行政からの情報が、協議会経由で共有が図られるようになったとの声も寄せられた。地域でまちづくりに取り組んでいる個々の住民自治組織が、協議会型組織に参加することで情報交換を行い、交流を深めていることが分かる。他の地域からも、複数の行政区を統括する協議会型組織が設立されたことでまちづくりが活性化したり、これまで自分たちではできなかった分野を他の団体に助けをもらうことができ、活動の幅が広がったという報告もあった。以上から分かるように、住民自治組織の再編の方向性の一つとしての「協議会型組織の設立」は、まちづくりに関わる様々な住民自治組織に対して交流・連携の機会を提供し、様々な主体の協働を促進するという極めて重要な役割を果たしているのである。

なお、これらの協議会型組織の設立が市町村の関与のもとで進められたということは、市町村における問題意識の高さの証左とも言える。これは、協議会型組織を構成するメンバーが、既存の住民自治組織の枠を超えた多数の者からなることによる。日頃顔見知りでないメンバーが協力体制を組むうえで、行政が公的な立場を活かして支援を行うことで、協議会型組織がスムーズに機能することができるようになる。また、市町村にとっても、市町村の区域拡大に伴い、既存の住民自治組織よりも大きな住民代表性を持つ組織が必要となる。その意味で、地域がこのような協議会型組織を設立することは、市町村にとってもメリットが大きいと言えよう。そこで、今回の地域団体ヒアリングで伺うことができた協議会型組織の取組事例について、紹介したい。

ア. 千丁校区まちづくり協議会（八代市）

八代市は、「加（か）たって、語って、協働によるまちづくり」をモットーに、住民自治によるまちづくりを積極的に推進している。平成22年に策定した「八代市住民自治によるまちづくり行動計画（前期）」に基づき、平成23年度以降、小学校区単位を基本とした地域協議会の設立を進めてきており、平成26年4月現在、市内全域に21の地域協議会が設立されている。各地域協議会は、まちづくりの推進母体としてお祭りや景観維持、防災活動、高齢者見守りなどの様々な活動を行う。市は、これらの地域協議会と「住民自治によるまちづくりに関するパートナーシップ協定」を締結し、市職員を地域アドバイザーや地域コーディネーターとして配置したり、伝統文化の継承や公園清掃等の活動を対象とした交付金制度等により、地域の自主的な取組みを支援するなど、非常に先駆的な取組みが行われているところである。

千丁校区まちづくり協議会は、この地域協議会の一つとして平成25年4月に発足した。

同協議会は、総会の下に青少年育成部会、地域安全部会、文化スポーツ部会、福祉健康部会という4つの部会を設立し、文化祭・体育祭、料理教室、読み聞かせ、ウォークラリーなどの地域活性化に向けた様々な取り組みを行っている。

また、同協議会は「広報せんちょう」という広報誌を発行しており、一般的な地域のニュースの他、八代市の住民自治によるまちづくりや議員及び支所へのインタビュー、パブリックコメント実施の紹介など、親しみやすい形で地域に情報を発信しながら、住民の自治意識を高めていこうと取り組んでいる点に特色がある。

イ. 本渡まちづくり協議会（天草市）

天草市では、合併以降、地域住民と行政のより良い関係を構築し住民自治を拡充することを目的として、住民自治組織である「地区振興会」と「まちづくり協議会」とを設立し、各地域のまちづくり協議会を補助する市職員を配置するとともに、まちづくり事業や新たな取り組みへの補助を行うなど、財政的にも活動の継続を支援している。

このうち、地区振興会は、校区や行政区などの区域単位の地域住民により構成され、各種まちづくり活動などの運営を行うとともに、地域振興のための施策について協議するという地域代表性を持つ組織である。現在、天草市内に51の地区振興会が設立され、当該地区のまちづくりに取り組んでいる。各地区振興会は市から当該地区のコミュニティセンターの指定管理を受けており、その委託料で雇用された職員が地区振興会の事務局も兼ねるといった体制をとっている。

更に、これら51の地区振興会を旧市町エリアごとに束ねる役割を果たしているのが、まちづくり協議会である。まちづくり協議会は、地区振興会のほか、経済団体や文化・体育団体の代表などで構成される上部団体であり、旧市町単位で10の協議会が設立されている。

そのうち、本渡まちづくり協議会は、旧本渡市のエリアに設立されている協議会である。同エリアには10の地区振興会があり、それらの地区振興会の代表や様々な公的団体の代表、更に公募委員を合わせ、合計20名で協議会が構成されている。

本渡まちづくり協議会では、住民を対象としたまちづくりの担い手育成のための研修活動を積極的に行っており、県内外でのまちづくりの先進事例の勉強会や、専門家を招聘しての講演会などを開催している。また、構成メンバーである10の地区振興会のまちづくりの取り組みについても定期的に発表会を開催しており、エリア内の様々な活動主体相互の交流を深め、連携・協力を推進し相乗効果を生み出していくという「プラットフォーム（基盤）」の役割を十分に果たしていると言えよう。まちづくり協議会の取り組みや各地区振興会の活動内容については、定期的に発行している広報誌に詳しく掲載され、広く地域住民に情報の周知が図られていることも、住民の間の自治意識の向上に一役買っている。

この他、天草市は個々の地域における地区振興会の活動にも特色がある。例えば、有明ま



ちづくり協議会の大浦地区振興会では、「ミカンの木オーナー制度」や「タコつぼオーナー制度」、「ひと網（地引き網等）オーナー制度」などによる都市農村交流の取組みが高い評価を受け、農林水産省が実施する「豊かなむらづくり全国表彰」において農林水産大臣賞を受賞している。また、五和まちづくり協議会の手野地区振興会の中では、地区内で取れる柿を干し柿にした「芹生柿」が高級ブランドとして首都圏に出荷されるようになるなど、地域住民の取組みがコミュニティビジネスにつながっている事例もある。

このような成功事例が積み重なることで、地域に誇りと元気が芽生え、住民がますます率先してまちづくりに取り組むという好循環が生まれる。天草市が実施しているこのような住民自治組織の仕組みは、他の市町村にも参考となるところが多いと言えよう。

③ 法的な住民自治確保の枠組みの活用

そのほか、平成の合併においては、自治体の広域化に伴う「中心部と周辺部に格差が生じる」あるいは「住民の声が届きにくくなる」などの懸念に対応し、住民自治の強化等を推進する観点から、幾つかの法的枠組みが示された。それらは、「地域審議会」、「地域自治区」、「合併特例区」に大別することができる。

総務省が示したデータによれば、合併件数 648 件のうち、法的枠組みに基づく取組みがなされた市町村数は 224 団体となっている。合併自治体のおよそ 3 分の 1 でこれらの枠組みが活用されたということになる。

名称	活用市町村数（審議会等の実数）	備考
◇地域審議会	→ 177 団体（645 審議会）	H12 導入
◇地域自治区（一般制度）	→ 15 団体（145 自治区）	H16 導入
◇地域自治区（合併特例）	→ 30 団体（65 自治区）	
◇合併特例区	→ 2 団体（3 特例区）	

出所：総務省ホームページ「地域審議会・地域自治区・合併特例区の設置状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）」

このうち、地域審議会は、市町村の合併の特例に関する法律第 22 条の規定により設置することができる審議会である。設置地域は旧市町村単位で、一定の期間、当該区域に関わることについて市町村長等から諮問を受け、審議を行うこととなる。

熊本県内においても、合併した 17 の市町村のうち半数を超える 9 の市町村で地域審議会が運営された。

これらの地域審議会で審議を行った主な事項としては、以下のものがある。

(地域審議会の主な審議事項)

- 総合計画について
- 庁舎等整備の検討
- 学校再編の検討
- 住民自治によるまちづくり
- まちづくり関連の補助金、交付金

すべての市町村で設置期間の定めを設けており、既に地域審議会が廃止された自治体もある。また、多くの自治体が平成 26 年度末で設置期限を迎えることとなっているが、中には設置期間終了後に向けて、地域審議会に代わる新たな審議会の枠組みを検討している自治体も存在する。

次に、地域自治区は、地方自治法第 202 条の 4 に規定される法人格を有しない区である。設置については条例で定められることとなり、事務所に一般職の長も置かれる。平成の合併の際は、合併特例法でも地域自治区の設置がうたわれた。合併特例法における地域自治区は、地方自治法に準じつつも、地方自治法にはなかった設置期間が定められることとなり、エリアも旧市町村単位とされた。また、一般職の事務所に代えて、議会の承認が必要な特別職の区長をおくこともできることとなっている。

本県では、玉名市が、この地域自治区の制度を採用している。玉名市では地方自治法の規定に基づいて地域自治区を設置しているが、設置期限の定めを設けていることや、旧市町村ごとに地域自治区を設置するなど、合併特例法による地域自治区に類似した運用方法をとっているのが特徴である。

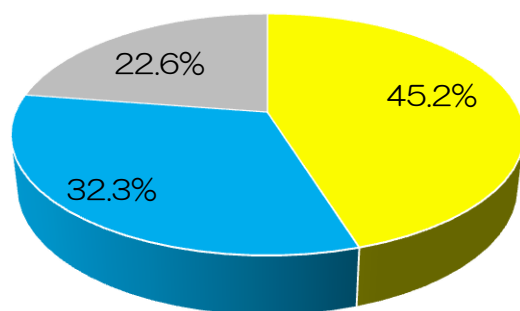
次に、合併特例区については、合併特例法第 26 条から 57 条で規定されている。設置地域は旧市町村単位で、特別職の区長が置かれ、5 年以下の一定の期間、規約に定められた事務を処理することとなる。地域審議会や地域自治区が内部団体であるのに比べ、合併特例区は法人格を持つ特別地方公共団体である。

本県では、熊本市のみが合併特例区を採用している。他の枠組みと異なり、合併特例区は独立した地方公共団体である。そのため、合併特例区の設置期間中は、一つの市の中に 2 つの制度が併存するといったことも生じる。なお、合併特例区の設置は全国的にも珍しく、現在も設置されているのは、熊本市以外では宮崎市のみとなっている。

今回の検証では、地域審議会、地域自治区、合併特例区に対してもアンケート調査を行った。これらの団体の合併に対する評価は、図表Ⅳ - 3 - 5 のとおりである。

これらの団体は市町村と住民の間に立ち、様々な課題について審議を行う。必然的に市町村の取組みや行財政改革の状況にある程度精通することとなるため、住民に比べて合併に対する評価は高くなっている。

図表Ⅳ - 3 - 5：地域審議会・地域自治区・合併特例区の合併に対する評価



- ある程度評価している
- あまり評価しない
- まだ評価できる時期ではない

※「評価している」「評価しない」という回答は無かった。

それでは、これらの住民自治確保のための法的枠組みは、十分にその有効性を発揮できたのだろうか。

これについては、アンケート及びヒアリングにおいて、地域審議会や地域自治区そのものについて述べる回答が少なく、やや判断が難しい。一部の団体からは、地域審議会の開催回数が年1回で少ないといった意見があったものの、このことだけでは、住民がこれらの団体に対してどのように有効性を判断していたのかは判然としない。そこで、枠組みを運営する市町村に対して地域審議会の有効性や課題等についてたずねたところ、以下のような意見が聞かれた。

(地域審議会の有効性)

- 合併の課題や要望を旧市町村ごとに整理するには効果があった。

(地域審議会の課題)

- 地域の声を行政に伝えるという役割は果たせたが、審議事項が減少し、行政からの報告の場になってしまっている。
- 旧市町村単位の組織のため、新市町村全体の視点での審議ができなかった。
- 旧市町村意識が強く残り、一体感の醸成に反していた。

これらの点を整理すると、「旧市町村の枠組みの維持」という点で効果が認められたが、それが同時に課題にもつながったこと、そして「会議の形骸化」という点で課題が存在していたということが分かる。

一方で、合併特例区については、団体ヒアリングにおいて明確にその有効性を指摘する声も挙がっている。他の枠組みと異なり、合併特例区は権能を持った特別地方公共団体であることもあり、その効果ははっきりと見える形で現れたと考えられよう。

(合併特例区の有効性)

- 合併特例区によって、合併による変化を緩和することができた。
- 新市基本計画での財政配分も、変更する場合は特例区の承認が必要となるため、履行を担保できている。
- 合併特例区の存在は大きい。特例区のおかげでソフトランディングが出来た。特例区終了後が心配である。

やはりこちらでも「旧市町村の枠組みの維持」という部分で当該地域の住民に安心感を与えることができたという点が効果として認識されている。反面、合併特例区の権能が強いほど、設置期限が過ぎてそれが廃止された際の影響は大きい。合併特例区に任せきりにするのではなく、住民自らが自治意識を高めてきたかどうか、今後問われることとなる。

以上、法的な住民自治確保の枠組みとして、地域審議会、地域自治区、合併特例区について効果と課題を検証したが、これらの団体にはいずれも設置期限が設定されており、その期限も今まさに切れようとしている。いずれの市町村においても、これらの枠組みの今後の取扱いについて見直しを行っていく必要がある。見直しに当たっては、これらの機関の発揮していた有効性を検証しつつ、新たな住民意思の反映手段を検討する必要があるだろう。

(3) 今後の住民自治の方向性の考察

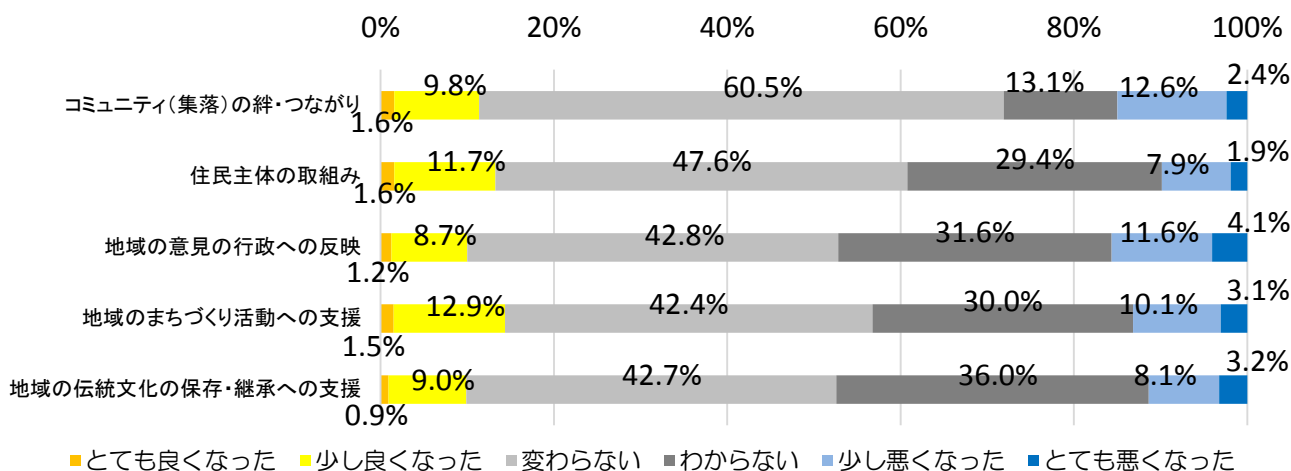
これまで、合併による住民自治の変化について見てきたが、この変化が住民にどう評価されているのか、住民アンケート結果から考察するとともに、今後の住民自治の方向性について検討する。

まず、Ⅲで検証した住民アンケートの設問のうち、主に住民自治に関わる以下の項目について、詳細に考察することとする。

- ⑮ コミュニティ（集落）の絆・つながり
- ⑯ 住民主体の取組み（住民主体のイベント、自治会・NPOの活動等）
- ⑰ 地域の意見の行政への反映（地域懇談会、住民相談窓口、市町村議会等）
- ⑱ 地域のまちづくり活動への支援
- ㉑ 地域の伝統文化の保存・継承への支援

これらの各項目について、熊本市を除いた合併市町村の住民の評価結果をグラフ化したのが、図表Ⅳ-3-6である。

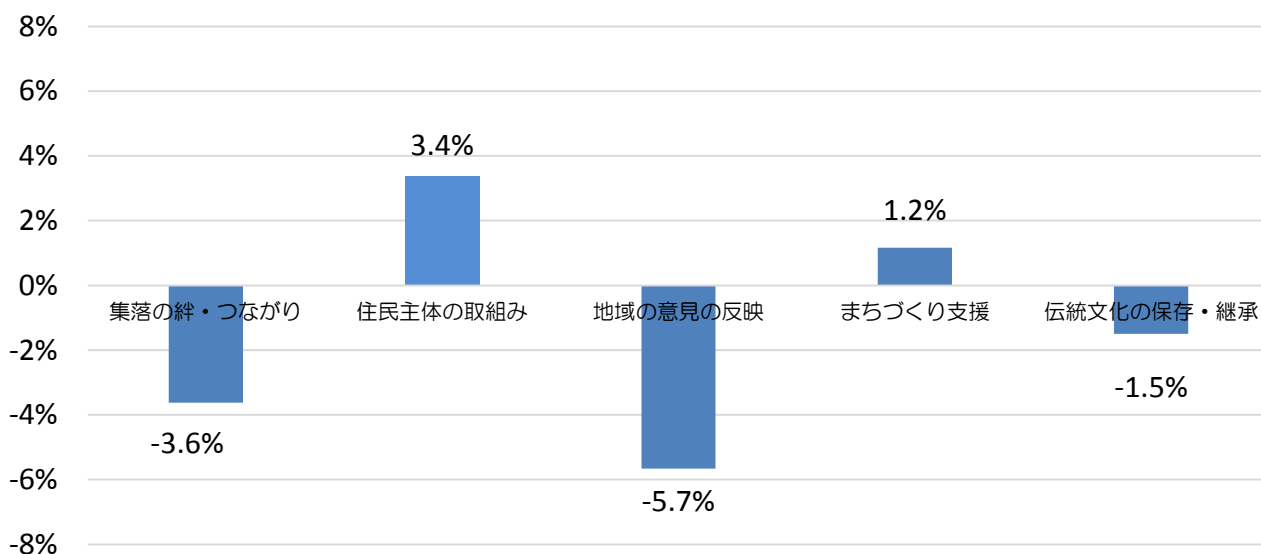
図表Ⅳ - 3 - 6：合併前後の住民自治関係項目の変化についての評価（合併市町村の住民）



本表によると、どの項目においても「変わらない」、「わからない」の合計が7割以上を占めており、合併前後で変わらないと認識している住民が最も多い。

ただ、「変わらない」、「わからない」と回答した住民の中には、住民自治に関してあまり接点がない住民も含まれると思われる。住民自治活動にかかわっている住民の認識を探るため、「とても良くなった」「少し良くなった」「少し悪くなった」「とても悪くなった」といった明確な認識を示した住民の回答を見てみる。そこで、良い評価と悪い評価の差をとったのが、図表Ⅳ - 3 - 7である。

図表Ⅳ - 3 - 7：合併前後の住民自治関係項目の変化に対する評価
（合併市町村の住民／良い評価と悪い評価の差）



本表からは、「コミュニティ（集落）の絆・つながり」や「地域の意見の行政への反映」については「悪化した」と考える住民が多いことが分かる。人々がこのように判断する原因には、合併による市町村の区域拡大に起因するものと、合併以外の社会環境の変化に起因す

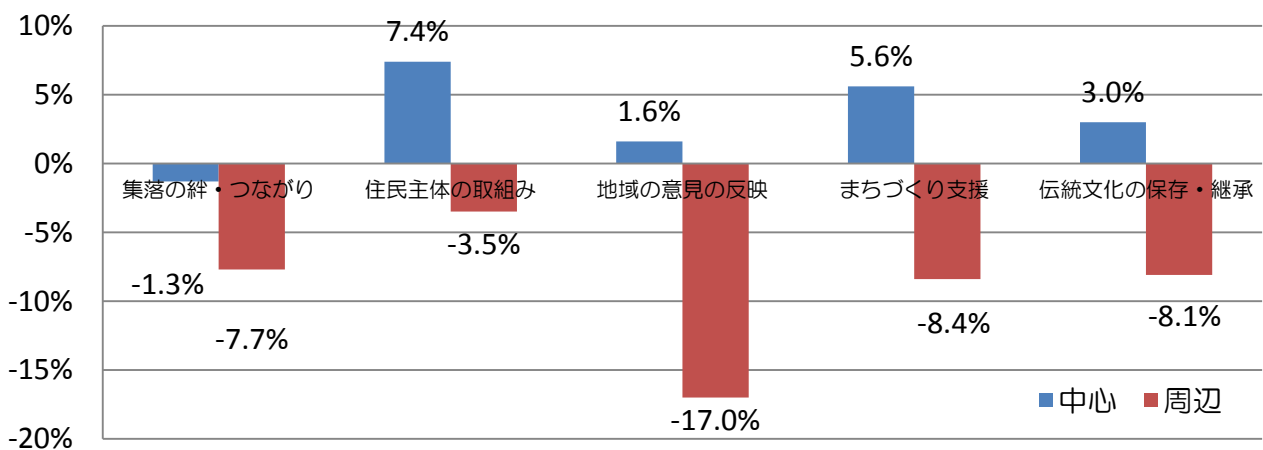
るものの二種類があると考えられる。前者は、役場が支所になったことなどによる地域構造の変化である。加えて、合併以前に比べ相対的に議員数が減少したことも、地域意見の反映という面からはマイナスと捉えられる。また、合併以外の要因としては、日本全体で進行する少子高齢化の影響により集落の人口自体が減少していることなどが挙げられるだろう。

他方、「住民主体の取組み」については、「良くなった」と答える住民の数の方が多いことが注目される。合併市町村においては10年の間に協議会型組織が増え、まちづくりが進んでいることを裏付けるものと言えよう。

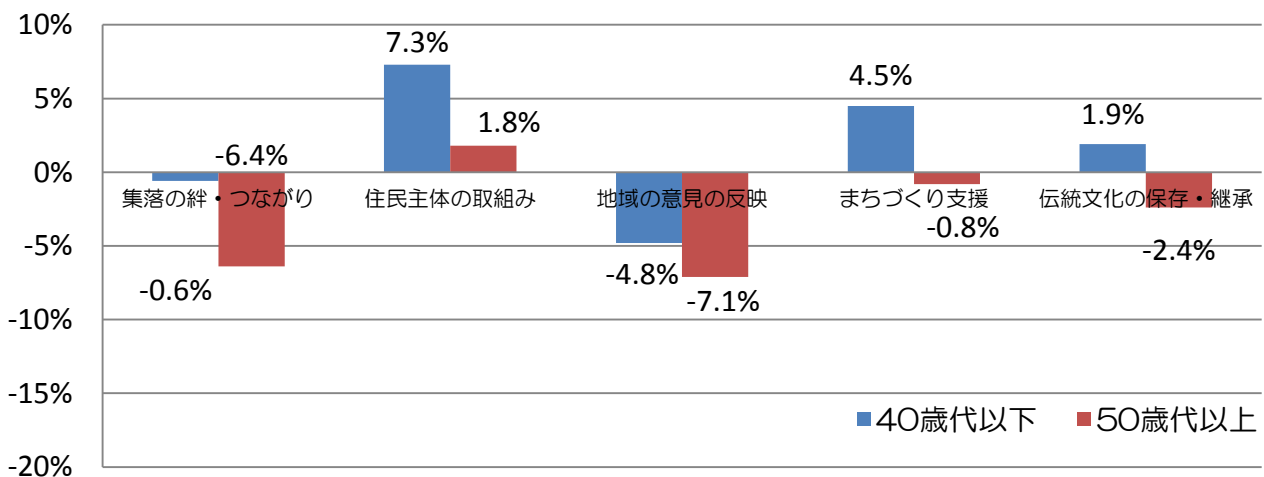
また、行政からの支援の度合いを示す「地域のまちづくり活動への支援」と「地域の伝統文化の保存・継承への支援」については、「地域のまちづくり活動への支援」がややプラス、「地域の伝統文化の保存・継承への支援」がややマイナスとなっている。合併市町村の多くで周辺地域振興のためにまちづくり活動への助成や伝統行事に対する支援を行っているものの、その取組みが高く評価されるまでには至っていない。

さらに詳しく、居住地域及び年代ごとに良い評価と悪い評価の差をグラフ化したのが、図表Ⅳ-3-8、図表Ⅳ-3-9である。

図Ⅳ-3-8: 合併前後の住民自治関係項目の変化についての評価(合併市町村の住民/居住地域別)



図Ⅳ-3-9: 合併前後の住民自治関係項目の変化についての評価(合併市町村の住民/年代別)



この結果、中心部に居住している住民と、40歳代以下の住民の評価が高いことがわかる。つまり、中心部に居住する比較的若い世代にあっては、住民主体の取組み等を評価しており、周辺部の高齢者は逆に評価が低い。これは、ヒアリングにおいて、周辺部の高齢化により老人会の役員のなり手がいないという意見があったこととも符合する。

また、住民アンケートで尋ねた「住民や地域団体が自ら取り組むべきと考えること」の回答では、高齢者が安心して暮らせる地域のネットワークづくりや若者が地域活動に参加しやすい取組み、地域団体と企業、行政も一丸となった地域の活性化の取組みを望む声が非常に多かった。

(4) まとめ

以上のことに鑑みれば、今後合併市町村において住民自治を充実・強化していくためには、中心部の若い世代が団体を超えて周辺部とも連携するネットワークの構築を図っていくことが必要となる。今回紹介したまちづくり活動を積極的に進めている事例の多くは、他団体との連携・協働によって生まれる活力を上手く活かしている点に特長がある。住民主体の取組みの活性化を図りつつ、個々の団体同士、更にはNPOや企業なども結びつけることができるような協働のプラットフォーム（基盤）が存在する地域は、今後の少子高齢化・人口減少社会の中でも魅力あるまちづくりを行うことができよう。

それでは、住民自治の分野における市町村の役割は何であろうか。行政に求められることとしては、このような住民同士の連携・協働の場の提供があげられる。中心部と周辺部、住民やNPO・企業など、多様な主体の集まる場を提供するのは、公平・中立な立場である市町村が最も適している。また、連携のきっかけづくりとしての研修や事例報告会、様々な支援策についての情報提供・周知等も行政の役割となるだろう。住民にできることは住民が行い、行政で無ければできないことを行政が行うという自治本来の考え方に立ち、住民のまちづくり活動をサポートしていくことこそ、これからの市町村に求められる役割であろう。

以上のような取組みを行うことで、広域化による担い手の増加や新たな地域資源を活用し、多様な主体との連携を図ることをさらに進めていくことができれば、住民自治の視点においても、今後一層合併の有効性が高まっていくと言えよう。